

坂本支所仮設事務所 八代消防署坂本分署仮設事務所の開設

坂本支所仮設事務所は旧坂本支所内のすべての課と事務所があります。また、坂本町での火災や救急などは八代消防署坂本分署仮設事務所から出動します。

場所 旧松陵スポーツセンター
(坂本の里一灯苑横)

問合せ 市役所坂本支所仮設事務所
☎45-2211
八代消防署坂本分署
☎45-2121



手前が市役所坂本支所仮設事務所、奥が八代消防署坂本分署仮設事務所

復興推進課の新設

令和2年7月豪雨災害の被災から復興への取り組みを効果的かつ迅速に推進し、復興計画の早期策定・進行管理、復興に係る総合調整などを行います。

場所 市役所鏡支所2階
問合せ ☎62-8807
FAX 52-8123
Mail fukkou@city.yatsushiro.lg.jp

坂本町復旧の歩み



J R肥薩線の線路の上に土を敷き詰めて仮復旧した道路



災害時は水に浸かった坂本郵便局周辺



坂本橋の復旧に向けての基礎調査の様子



建設が進む八代市市民球場仮設団地

災害からの復旧・復興へ

ボランティアや自衛隊による住宅の土砂・がれき撤去

県内各地から、多くのボランティアの皆さんが被害を受けた住宅の復旧活動などにあたりました。また、自衛隊をはじめ、建設業界、廃棄物処理業界、経済団体、八代市消防団などの皆さんにも坂本町の住宅の土砂やがれき撤去にご協力いただきました。



ボランティアによる活動



自衛隊による復旧作業

なりわい 被災者の生活と生業の再建に向けた主な支援策

令和2年7月豪雨の支援について、被災者の生活支援と併せて、被害を受けた中小・小規模事業者や農林漁業者の事業再開に向けた支援を随時実施予定です。

1. 生活再建支援

〈被災した家屋等の公費解体・自費解体制度〉

令和2年7月豪雨で被災した家屋等について、生活環境の保全上の支障の除去と二次災害の防止を図るため、所有者の申請に基づき市が災害廃棄物として解体・撤去作業を行います。

また、自費で解体した家屋やこれから発注する家屋等については、上限の範囲内で費用を補助します。自費負担額の全額を補助するものではありません。



○対象となる家屋等

- ・り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」と判定された家屋等
 - ・申請後、市の調査で「半壊以上」と認めたもの
(り災証明書が発行されない空家、納屋、中小企業事業または公益法人等の事務所や倉庫、店舗など)
- ※家屋内に残された家財や思い出の品などは、原則解体前に回収してください。

○申請受付期間(土日祝祭日を除く)

申請受付は予約制です。提出書類がそろったら循環社会推進課☎34-1997まで連絡してください。

(公費解体) 9月1日(火)～12月28日(月) 午前9時～午後5時

(自費解体) 9月1日(火)～10月30日(金) 午前9時～午後5時

問合せ・申請窓口 循環社会推進課(港町299番地 エコエイトやつしろ施設内) ☎34-1997

2. 生業再建支援

〈中小・小規模事業者支援〉※各補助金の公募期間がわかり次第、市ホームページなどでお知らせします。

	なりわい再建補助金	被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)
対象者	中小企業者・中小企業事業協同組合等	商工会や商工会議所の支援を受けて事業再建に取り組む小規模事業者
補助率	3/4	2/3または定額(過去に被災、売上減少など一定の要件を満たす者)
上限額	15億円	200万円(事業用資産に直接被害を受けた者) 100万円(売上減少など間接的被害を受けた者)
対象費目	施設、設備の復旧費用など	機械装置等費、設備処分費、車両購入費、開発費、委託費、旅費、雑務費、借料など
問合せ(申請先)	県商工振興金融課 ☎096-333-2634	中小企業庁(経営支援部小規模企業振興課) ☎03-3501-2036

〈被災農業者支援〉

問合せ・申請先 農業水産政策課 ☎33-4117

令和2年7月豪雨で被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設、機械の再建・修繕などを支援します。

○対象者

営農再開に取り組む農業者

○助成対象

- ①農産物の生産・加工に必要な施設(ハウスなど)の再建・修繕・補強や、農業用・加工用機械の取得・修繕に係る費用
 - ②農業用ハウス等に流入した土砂の運搬・処理などに係る費用
- ※補助要件や助成率等は、事業の内容などにより異なります。
詳細は問い合わせください。

